

新潟市歩道除雪奨励金交付事業

新潟市西区私道等歩道除雪奨励金交付モデル事業

について

新潟市 西区役所 建設課

新潟市では大雪の際、地域コミュニティ協議会、自治会、PTAやボランティア団体などの団体に歩道除雪を実施していただいた場合に、奨励金を交付する事業を実施しています。

西区では独自モデル事業として、対象道路を一定の条件を満たす法定外道路や私道にも拡大しています。

児童・生徒が安全に安心して登校できるよう、市と市民がそれぞれ役割分担を行い協働して、早期に冬期道路の歩行空間を確保することを目的とします。

※登録申請は毎年度必要です。

(1) 対象とする団体

- ・ 地域コミュニティ協議会
- ・ 自治会、町内会
- ・ PTA、ボランティア団体等の営利を目的としない団体

(2) 奨励金交付団体となれる条件

- ・ 除雪作業に従事できる構成員が5名以上の団体とします。

※あらかじめ、団体名、構成員、除雪範囲などを示した書類を提出し、登録していただくことを条件とします。

(3) 交付対象となる除雪の範囲

<p>市・県・国道 (全市共通事業)</p>	<p>一定の延長において歩道の連続性が確保され、下記のいずれかに該当する区間。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通学路（小中学校へ徒歩により通学する児童がいる道路） ② 人家連担部またはそれに準ずる区間 ③ 歩行者の多い歩道および車道の路肩部 ④ その他、公共性が高いなど、特に市長が認める箇所
<p>私道等 (西区独自事業)</p>	<p>法定外道路および私道の歩行者が通行する部分において、下記のいずれかに該当する区間。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通学路（小中学校へ徒歩により通学する児童がいる道路） ② 人家連担部またはそれに準ずる区間 ③ その他、公共性が高いなど、特に市長が認める箇所

(4) 交付対象となる積雪基準

- ・歩道の積雪が概ね10cmの場合を対象とします。

(5) 交付の対象期間

- ・本年12月1日（団体登録後）～翌年3月31日までの間に実施した除雪

(6) 交付の限度

道路種別	交付回数	交付総額
市・県・国道の歩道	同一路線において、原則8回を限度	1団体あたり、原則年間 <u>20</u> 万円を限度
私道等の歩道	同一路線において、原則8回を限度	1団体あたり、原則年間 <u>10</u> 万円を限度

(7) 交付対象となる除雪の方法

- ・除雪機械（ハンドガイド式）や、スコップ・スノーダンプなどの道具を使用し、歩道上の一定幅員や交差点の道路横断箇所において、雪を除去する作業を対象とします。
- ・除雪は、3名以上で実施するものとします。

(8) 新潟市市民活動保険の適用

- ・新潟市が保険料を負担して契約した「新潟市市民活動保険」が適用されます。
- ・事前の手続きは必要ありませんが、事故の内容を証明する記録や写真などが必要になります。
- ・荒天時の事故など、条件によって対象とならないことがあります。



(9) 歩道除雪機械（ハンドガイド式）の貸与

より効率的な除雪を実施してもらうために、希望団体にはハンドガイド式の小型除雪機械を貸与します。なお、小型除雪機械の貸与限度年数は、原則、小型除雪機械の使用によって奨励金の交付を受けた年数が5年となった年度を限度とします。ただし、該当年度の貸与希望団体数が市貸与機械台数に達しない場合、登録団体は機械の貸与を希望することができます。なお、貸与希望団体の申し込み状況によっては、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

※ 貸与年数が5年に達する前に「新潟市除雪機械購入補助金交付制度」をご活用いただき、歩道除雪機械の購入をご検討ください。

市からの貸与機械は市管理道路のみの使用に限られますが、除雪機械購入補助金交付制度を利用して購入した除雪機械は使用場所に制限がありません。

① 台数

原則、貸与申し込みがあった団体に1台ずつ小型除雪機械を貸し出します。

② 申し込み

貸与を希望する団体は、令和6年5月31日（金）までに西区建設課に申し込みをしてください。**※令和6年度は終了いたしました。次年度への参考としてください。**

※申し込み状況によっては、ご希望に添えない場合もあります。

③ 事前研修会

団体のうち、小型除雪機械を実際に操縦する人および助手は、小型除雪機械を搬送する時に運搬業者が行う操作研修会を受講する必要があります。

操縦者および助手は、第一種普通自動車免許を取得している人を条件とします。

操縦者および助手は、団体から複数人選出することを可能としますが、選出された全員に操作研修会を受講していただきます。

④ 小型除雪機械の搬送

小型除雪機械は、市負担で団体が指定する保管場所に搬送します。

※この時に、運搬業者が機械の操作方法について研修会を行いますので、操縦者および助手は必ず参加してください。

⑤ 小型除雪機械の貸し出し期間について

小型除雪機械は、機械が搬送された日から翌年3月9日までを貸し出し期間とします。なお、特段の理由がある場合は、団体は市に機械を返納することができます。

⑥ 小型除雪機械の燃料費

小型除雪機械の燃料費は、団体負担とします。

⑦ 小型除雪機械の修理費

小型除雪機械の修理費は、市負担とします。故障の際は、西区建設課にご連絡ください。

⑧ 小型除雪機械の返納

団体が指定する保管場所に置かれた小型除雪機械は、市負担で西区役所に返納します。（返納の際、燃料を満タンにする必要はありません。そのままお返しください。）

(10) 奨励金の交付申請

除雪を実施した場合、毎月末までに、西区建設課へ下記書類の提出をお願いします。

1か月単位でまとめて作成してください。

- ① **奨励金交付申請書**
- ② **除雪実施箇所を記入した路線図**
…除雪箇所を赤色着色し、実施延長を記入してください。
- ③ **除雪の実施状況が確認できる写真**
…除雪を実施したことがわかるよう、除雪前・除雪後の写真および作業中の写真を添付してください。
- ④ **除雪参加者名簿**
…除雪参加者と、それぞれの従事内容を記入してください。
除雪は3名以上で従事してください。

※申請書については、新潟市歩道除雪奨励金交付事業実施要領第11条2に記載のとおり、作業をした当該月の月末までに各区役所建設課へ提出してください。

なお、3月作業分については、3月31日までに申請書を提出してください。

除雪を実施した際は、速やかに申請書を提出していただくようご協力をお願いします。

(11) 奨励金の支払額

<基本額>

・1回実施していただくごとに、1人あたり500円をお支払いします。

※ただし、市管理道路の場合：1人あたり1日2回、私道等の場合：1人あたり1日1回までの支払いになります。

<実績額>

・基本額に加え、除雪延長や箇所数に応じた一定金額をお支払いします。

1) 歩道除雪・・・10m当り130円※

なお、実績の延長は、1の位は切捨てて10メートル単位とします。

2) 道路横断箇所（横断歩道の脇など）除雪・・・1箇所当り130円

※上記金額に燃料費等の諸経費が含まれております。

<問い合わせ・提出先>

〒950-2097

新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

西区役所 建設課 管理係

電話：025-264-7661（直通）

メール：kensetsu.w@city.niigata.lg.jp

＜各種様式＞

・ 各様式の提出は電子メールでも受け付けます。

※ 様式・記載例は新潟市ホームページからダウンロードできます。

新潟市トップページ>暮らし・手続き>区の暮らしに関する情報
>西区の暮らしに関する情報>生活全般>西区コミュニティ除雪等助成について

もしくは「新潟市 西区 コミュニティ除雪」などで検索ください。

(登録申請書類)	建設課に提出 団体から	<p>第1号様式 新潟市（西区私道等）歩道除雪奨励金交付モデル事業登録申請書 兼口座振替申込書 ……団体の登録申請と、口座番号等を記載するもの</p> <p>第2号様式 活動者名簿報告書 ……団体の構成員を記載するもの</p> <p>第3号様式 除雪実施計画書 ……除雪延長・箇所、実施方法、機械種類などを記載するもの</p>
(登録通知)	建設課から 団体に交付	<p>第4号様式 新潟市歩道除雪奨励金交付モデル事業団体登録通知書 ……第1～3号様式の書類を審査した後に通知するもの</p> <p>第5号様式 登録事項変更・廃止届 ……自治会が登録内容を変更、又は廃止したい場合に届け出るもの</p>
(奨励金交付申請書類)	建設課に提出 団体から	<p>第6号様式 新潟市（西区私道等）歩道除雪奨励金交付申請書 ……除雪実施日、人数、除雪延長・箇所を記載し、奨励金の交付を申請するもの 除雪を実施した箇所を記載した路線図と写真の添付が必要</p> <p>第7号様式 除雪参加者名簿 ……除雪に参加した人の氏名、除雪方法を記載するもの</p>

申請から交付までの手続きの流れ

